

浜松市告示第 1 7 4 号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務（以下「判定の業務」という。）及び当該判定の業務の開始の日を、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第10条の規定により、次のとおり定め告示する。

令和 7 年 3 月 31 日

浜 松 市 長 中 野 祐 介

1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした判定の業務

法第11条第 1 項及び第 2 項並びに第12条第 2 項及び第 3 項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日

令和 7 年 4 月 1 日

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。